

住民税が非課税の方、 新型コロナウイルス感染症の 影響で家計が急変した方へ

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金(1世帯当たり10万円)のご案内 受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(1世帯当たり10万円)は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要です**。

給付金の支給額

1世帯当たり**10万円**

給付金の支給時期

市が確認書(または申請書)を受理した日から3週間後が目安です。

支給対象と手続き

支給対象となる世帯(いずれかに当てはまる世帯)

世帯全員の令和3年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和3年1月以降の収入が減少し
「住民税非課税相当」の収入
となった世帯(家計急変世帯)

市から届く確認書を
返信してください。

※一部申請が必要な場合があります

令和3年12月10日時点で住民登録のある市区町村から確認書が送付されます。

**日野市では、令和4年1月下旬
～2月初旬に送付します。**



詳細は裏面 **I** へ

申請が必要です

申請期間 令和4年2月1日(火)～9月30日(金)

申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください。

申請書は市HPからダウンロードまたは市セーフティネットコールセンター、日野市社会福祉協議会、くらしの自立相談支援窓口みらいとのサテライトセンターなどに設置。

詳細は裏面 **II** へ

受給手続きや受給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の受給手続き

I 令和3年度住民税(均等割)が非課税の世帯

世帯の全員が、令和3年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、市から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 下記の確認事項を確認して、同封の返信用封筒で市に**返信してください。**

- 返信期限：令和4年4月30日(土)**

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないこと
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



世帯の中に、令和3年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書**に必要事項を記入して、添付書類と一緒に**市窓口※**へ、持参または郵送でご提出ください。
- 申請期限：令和4年9月30日(金)**

II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和3年1月以降の任意の1カ月収入×12倍)が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します(適用される限度額は、市区町村ごとに異なります)。

(例) 住民税非課税となる年間給与収入の目安(日野市の場合)

単身の場合：100万円以下、母・子(1人)の場合：156万円以下

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書**に必要事項を記入して、収入額が確認できる添付書類とともに**市窓口※**へ、持参または郵送でご提出ください。
- 申請期限：令和4年9月30日(金)**



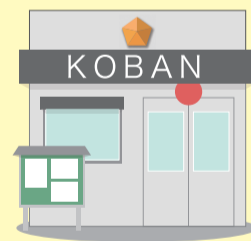
新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

※2月1日(火)～14日(月)、2月24日(木)～9月30日(金)は日野市役所2階201会議室、2月15日(火)～22日(火)はひの煉瓦ホール(市民会館)3階会議室2



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県や市区町村、国などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、日野市コールセンター(☎042-843-2320)、最寄りの警察署または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



お問い合わせ

☎042-843-2320 **日野市コールセンター**
「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」窓口

受付時間 1月24日(月)～3月31日(木)午前8時30分～午後7時(土曜・日曜日、祝日を含む)
※4月1日(金)～10月31日(月)午前8時30分～午後5時15分(土曜・日曜日、祝日を除く)

■この制度に関するお問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター

☎0120-526-145 **受付時間** 午前9時～午後8時(土曜・日曜日、祝日を含む)

